

一橋大学経済学研究科 帝国データバンク企業・経済高度実証研究センター
(CAREE)

「帝国銀行会社要録」府県別会社情報データベース利用規定

(目的)

第1条 この規定は、一橋大学経済学研究科 帝国データバンク企業・経済高度実証研究センター（以下「CAREE」という）が管理する「『帝国銀行会社要録』府県別会社情報データベース」の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、「『帝国銀行会社要録』府県別会社情報データベース」（以下「本データベース」という）とは、本学において作成された、帝国興信所「帝国銀行会社要録」（国立国会図書館デジタル・コレクション所蔵）の収録会社の情報をデジタルデータ化した媒体および関連する情報システムのことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 本データベースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 学術研究および調査研究を目的とする学外者
- (3) その他、本データベースの作成代表者が特に認めた者

(利用の申請)

第4条 本データベースを利用しようとする者は、所定の利用申請書により、本データベースの作成代表者に利用の承認を求めるものとする。

(利用の承認)

第5条 データベース作成代表者は、前条の申請について適当と認める時にはこれを承認し、データファイル、利用者 ID、パスワードを与えるものとする。

(利用の期間)

第6条 利用者が本データベースを利用できる期間は、原則として、前条の規定による承認の日から当該年度の末日までとする。

(利用にあたっての遵守事項)

第7条 利用者は、本データベースの利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者IDとパスワードを第三者に利用させないこと。
- (2) 学術研究及び調査研究の目的以外に本データベースを使用しないこと。
- (3) 営利を目的とする利用を行わないこと。
- (4) プライバシーを侵害しないこと。
- (5) 本データベースのデータの一部または全部を改ざん、変更、または破壊しないこと。
- (6) 本データベースのデータを第三者に譲渡・配布・転送しないこと。
- (7) 本データベースを利用して何らかの成果(学術論文等)が得られた場合には、その成果の公表にあたって、本データベースを利用したことを明記するとともに、成果物を一部、CAREEを通じて一橋大学に寄贈すること。

(利用者・第三者間の紛争等)

第8条 CAREEおよびデータベース作成代表者は、本データベースの利用に関し、利用者と第三者との間に紛争が生じても、それに関して一切の責任を負わない。

(利用資格の取り消し等)

第9条 CAREEおよびデータベース作成代表者は、第7条の規定に違反した利用者に対して、本データベースの利用の承認を取り消し、利用を停止することができる。

(報告書の提出)

第10条 CAREEおよびデータベース作成代表者は、本データベースの利用者に対して、利用の結果または経過の報告を随時求めることができる。

(届出)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じたときには、速やかにCAREEに届け出なければならない。

- (1) 本データベースの利用を中止するとき。
- (2) 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) データファイルまたはパスワードを紛失したとき。

(免責事項)

第 12 条 CAREE およびデータベース作成代表者は、本データベースの利用から発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(データの保証)

第 13 条 CAREE およびデータベース作成代表者は、本データベースのデータの完全性と正確性についていかなる保証も行わない。

(変更)

第 14 条 CAREE およびデータベース作成代表者は、任意に本データベースの改訂・拡充を行うことができる。その場合、本規定の各条項は改訂・拡充後のデータベースに適用される。また、**CAREE** は、必要と認めたときには、利用者に対して事前の通知を行うことなく、本規定の条項を変更し、または新たな条項を追加することができる。

附則

この規定は、2020 年 5 月 1 日から施行する。